

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成26年12月18日（平成26年（行個）諮問第120号）

答申日：平成28年4月25日（平成28年度（行個）答申第3号）

事件名：本人の療養補償給付請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書26に記載された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年8月1日付け神個開第26-119号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 法14条2号に該当し、かつ同号ただし書きにイからハまでのいずれにも該当しないことを理由に不開示としているが、本件は、同号ただし書きに該当するため、開示をすべきである。審査請求人は、平塚労働基準監督署において調査した労働災害において、頭痛等の諸症状等の被害を被ったものである。そして、労災保険の給付請求をしたものの不支給の決定を受け、その決定に対し、不服申し立てをすることを考えている。しかし、不服を申し立てるためには、どういった調査がなされたかを知る必要があり、その決定の理由が不明確な状態であるから、不服申し立てができない。理由を知り、不服申し立てをすることで、支給決定を受けることができれば、審査請求人の健康、生活、財産を保護することは明らかである。したがって、同号ただし書きに該当するため、開示をすべきである。

イ 法14条3号イに該当することを理由に不開示としているが、イに該当することはない。審査請求人の本件の開示請求の理由は、個人の労働災害からの救済にある。そのため、競争等に使用するものではないため、何ら競争上の地位その他正当な利益を害するものではない。さらに法人印等は、日常業務において目にするものであり、殊更、法人の利益を害するという事情はない。また、同号柱書きにより、審査請求人の健康、生活、財産を保護するために、開示することが必要である。

ウ 「当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報」として、法14条7号に該当するとして不開示としているが、同号に該当せず、開示すべきである。労働災害による支給決定の判断のための調査事項であるが、その決定を受けるのは審査請求人自身である。特に不支給となれば、その調査内容を自身を知るのは当然であり、その上で、不服申し立て等の司法救済を予定しているのであるから、これを開示することは当然予定されているというべきであって、開示をすることで支障を及ぼすおそれがあるということとはできない。

## (2) 意見書

勤務先のA工場内の被災現場で、強烈な異臭がする化学物質（ガスと思う）を吸入・暴露、直後から諸症状が出ている。

A工場内では多数の化学物質が使われており、原因化学物質を本人では特定できていないが、業務に起因することは明らかな負傷、疾病、障害である。

子孫へ影響や、さらには子孫を得ることもできなくなっている可能性が高いと考えています。

平成26年4月18日付B病院意見書には、モノシラシ、アニリン等の特定の化学物質が原因であると最も考えられる旨の意見がある。

本人としては労災支給決定されるべきと考えている。

会社からは謝罪の言葉さえない。そればかりか会社は、常軌を逸した不正な動きを行ってきている。会社名、部署名、作成者名もない書類を外部（監督署）へ提出するなど、多数。会社は、狡猾に労災回避、労災隠しを目論んだと考えている。

平塚労働基準監督署は、労災不支給を決定した。信頼していた行政がこの判断を下したことに、啞然とした。この判断が、会社を擁護する一つの材料となり、真相が闇に葬られかねない。

本人は、不服として審査請求を行った。審査結果の通知は今のところ来ていない。

なぜ監督署が不正な判断を下したのか、本人がその詳細を知るべき

だし、知りたいと考えている。

監督署の復命書および添付資料一切の開示請求を行ったところ、部分開示がされた。しかし、黒塗り箇所が多数あり、このことも不服である。

部分開示された情報を見ると、監督署の不正の数々、枚挙にいとまがない。汚職とも考えられる。

黒塗り箇所の多くは各人の証言のようである。紙の枚数から、工場内の一部の人間と考えている。

同封でお送りいただきました、諮問庁理由説明書をざっと見ましたがよくわかりません。

詳細に一文一句解釈を検討している時間ありません。極めて不親切と思います。

おおざっぱにはごく一部だけは新たに開示してもよいが、ほとんどの不開示部分は維持することが妥当であると言っているように解釈しますが、合っていますか。

不開示を維持すべき理由は納得できません。物事の軽重が判断できていないと思います。

調査内容は、本人に最もかかわる重大なことです。各証言者とは比べものになりません。例えがうまくないかもしれませんが、行政はインフォームドコンセントを果たしていない。本人に対する行政の責務と考えます。

部分開示されたことにより、監督署に不正があったと本人が気付くことができたと考えています。そして会社の不正を裏付ける材料が多少なりともまた出てきたと考えています。このことから、全部開示すべきであると考えています。

部分開示された情報には墨塗り箇所が多い。

プライベートな情報である各人の血液型、身長、趣味などの情報を、開示してほしいと言っているではありません。これらは原則的に保護されるべきと考えます。

一方、特にA工場内での業務等のできごと（例えば、某日時に現場において異臭がしたとか）、等についての証言、証言者名等は、開示されるべきです。証言者名も本人が知っている人たちが多くでしょうから。証言者は、（少なくとも建前上は）真実を証言しているはずでしょうから、殊更隠す必要はないと考えます。なんとなれば、事情を話して、各証言者の了承を得てもらってもかまいません。

復命書類を見て驚いていることは多く、その一つは、証言を得るにあたって、証言者の人選やとりまとめを会社に依存していることです。

これでは、各人は、会社の目や圧力等（明暗問わず）により、証言しなかったり、虚偽の証言や、証言内容の変遷が十分あり得ると考えています。本人へ会社が出してきた書類等を合わせて見ると、上記証言が会社の監視下で行われ、証言内容も会社へ筒抜けであると考えています。このことから、加害者側である会社、被害者側である本人、後者に対して不開示とすることは極めて不公平とも考えます。

被災者が出ているということが各証言者に予め知らされている旨の記載は見当たらないので、正常性バイアスが証言者に働いていることも考えられます。また、働いている職場を守ろうとか、真相を知っていても会社との軋轢や摩擦を避けたい、出世にひびく、等々。

各証言者が、特に某日時（特に被災日時）に何階のどの部屋にいたのか等の重要なことが、時間がたっていることで確認がおろそかであると考えています。

化学物質漏えいの原因は人為的なミス（もしくは故意）や故障と考えています。例えば誰かが正直に名乗り出ないことも考えられます。人為的であれば、出入り業者も合めて、被災時（および前）にA工場内にいた人々のうちの、だれかが原因に関与していると考えています。

監督署が不支給決定をしたことは、まだ会社には知らせていない。しかし、本人のこれまでの話等から気付いている可能性はある。不支給決定が出たことを知れば、会社には責任はないとする一つの材料にしていくことが大いに考えられる。

監督署の不正、会社の不正、経緯等の詳細については、次の書類（省略）を参照ください。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成26年6月20日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「特定日付で、特定労働基準監督署長が請求者の療養補償給付請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付書類一切」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成26年9月30日付け（同年10月1日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、不開示を維持することが妥当である。

### 3 理由

#### (1) 対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求者が行った療養補償給付の請求（以下「労災請求」という。）について、特定労働基準監督署長が支給の可否を判断するために要した資料一式であり、具体的には別表の1欄に掲げるものであると判断した。

#### (2) 不開示情報該当性について

##### ア 法14条2号の不開示情報

① 別表に記載した対象保有個人情報のうち、文書番号1①、6①、7①、8①、9①、10①、11①、12①、13①、14①、15①、16①、17、18①、19①、20①、21、22、23①、24及び25については、請求者以外の氏名、印影等の特定の個人に関する情報であって、請求者以外の特定個人を識別することができるものであるため、当該情報は法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

② 別表に記載した対象保有個人情報のうち、文書番号1②、6②、7②、8②、9②、10②、11②、12②、13②、14②、15②、16②及び18②については、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人が提出した文書の内容及び特定個人に聴取をした内容で、ある。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の第三者の権利等を害するおそれがあるため、当該情報は法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した対象保有個人情報のうち、文書番号19②、20②及び23②については、特定事業場等の印影である。当該印影に関する情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した対象保有個人情報のうち、文書番号1②、6②、7②、8②、9②、10②、11②、12②、13②、14②、15

②， 16②及び18②については，特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり，請求者以外の特定個人が提出した文書の内容及び特定個人に聴取をした内容である。これらの情報が開示された場合には，被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念されることは，上記ア②で既に述べたところである。

これらの情報を開示することで，被聴取者等が心理的に大きな影響を受け，被聴取者等自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし，労災請求人側又は事業場側のいずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから，これらの情報は，開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (3) 新たに開示する部分について

別表に記載した対象保有個人情報のうち，文書番号19，20及び21の不開示部分の一部並びに文書番号26の不開示部分については，請求者が知ることができる情報であり，法14条2号イに該当するため，新たに開示することとする。

#### 4 結論

以上のとおり，本件対象保有個人情報のうち，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表の2欄に掲げる情報については，法14条2号，3号イ及び7号柱書きに基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成26年12月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成27年1月13日 審議
- ④ 同年2月4日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成28年4月14日 委員の交代に伴う所要の手續の実施並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月21日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，「特定日付けで，平塚労働基準監督署長が，

私の療養補償給付請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記載された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書26に記載された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の2欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1（保険給付実地調査復命書）の①、文書6（聴取書④）の①、文書7（聴取書⑤）の①、文書8（聴取書⑥）の①、文書9（聴取書⑦）の①、文書10（聴取書⑧）の①、文書11（聴取書⑨）の①、文書12（聴取書⑩）の①、文書13（電話聴取書②）の①、文書14（電話聴取書③）の①、文書15（電話聴取書④）の①、文書16（電話聴取書⑤）の①、文書17（被災現場写真）、文書18（現場労働者アンケート）の①、文書19（MLFC（WL1，WL2）に関するご質問事項について）の①、文書20（事業場提出資料）の①、文書21（意見書①）、文書22（意見書②）、文書23（意見書③）の①、文書24（意見書④）及び文書25（意見書⑤）の不開示部分についてア 審査請求人以外の第三者の会社名、役職、氏名（氏のみの場合を含む。）、住所、職業、生年月日、年齢、聴取場所、立場及び立場に係る表示については、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) 当該部分のうち、文書17の3頁及び4頁の氏については、審査請求人が勤務する事業所内の審査請求人が立ち入ることのできる場所に掲示されている内容であり、審査請求人が知り得る情報である。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(イ) その余の会社名、役職、氏名、住所、職業、生年月日、年齢、聴取場所、立場及び立場に係る表示については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イ

に該当せず，同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は個人識別部分であり，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 文書1の6頁8行目2文字目ないし6文字目，9頁12行目1文字目ないし25文字目，12頁12行目8文字目及び9文字目並びに文書18の5頁9行目ないし15行目及び59頁10行目ないし17行目については，審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められず，法14条2号に該当しないことから開示すべきである。

ウ 文書1の12頁11行目2文字目ないし4文字目及び13行目2文字目ないし11文字目については，法14条2号本文後段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるが，開示することにより，当該個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当しないことから開示すべきである。

エ 署名及び印影については，法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

このうち，文書23の2頁の主治医の印影については，原処分で既に開示されていることから，法14条2号ただし書イに該当し，開示すべきである。

その余の署名及び印影については，その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり，当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても，署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないことから，法14条2号ただし書イに該当せず，同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は個人識別部分であり，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書1（保険給付実地調査復命書）の②，文書6（聴取書④）の②，文書7（聴取書⑤）の②，文書8（聴取書⑥）の②，文書9（聴取書⑦）の②，文書10（聴取書⑧）の②，文書11（聴取書⑨）の②，文書12（聴取書⑩）の②，文書13（電話聴取書②）の②，文書14（電話聴取書③）の②，文書15（電話聴取書④）の②及び文書

16（電話聴取書⑤）の②の不開示部分について

当該部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び現場労働者アンケート結果である。

ア 当該部分のうち文書1の9頁項番6の表の上段の記載は、現場労働者アンケートの回答項目であり、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められず、また、原処分において既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報から推認できる内容であり、これを開示しても労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分については、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書18（現場労働者アンケート）の②の不開示部分について

当該部分は、労働基準監督署が実施した現場労働者アンケートの回答内容であり、これを開示すると、アンケート回答者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書19（MLFC（WL1，WL2）に関するご質問事項について）の②、文書20（事業場提出資料）の②及び文書23（意見書③）の②の不開示部分について

当該部分は、事業場及び医療機関の印影である。

印影については、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、平塚労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、神奈川労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、諮問庁による当審査会への諮問後に、上記労災保険給付に係る審査請求について、神奈川労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に決定書の送付がなされているとのことであった。また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。

本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書及びいわゆる事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、その後の事情の変化を踏まえ、諮問庁の現時点における対応としては、神奈川労働者災害補償保険審査官から既に審査請求人に対して開示された情報及び労働保険審査会から既に審査請求人に対して開示された情報については、可能な限り開示することが望ましい。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉 裕子、委員 渡井理佳子

別 表

文書 番号	1 対象文 書名	2 不開示を維持する部分	3 法 1 4 条 該当号			4 開示すべき 部分
			2 号	3 号 イ	7 号	
1	保険給付実 地調査復命 書	① ・ 6 頁 8 行目及び 9 行目の 不開示部分 ・ 7 頁ないし 1 1 頁並びに 1 4 頁ないし 1 6 頁におけ る請求人以外の被聴取者の 会社名，役職及び氏名 ・ 9 頁 1 2 行目の不開示部分 ・ 1 2 頁の不開示部分	○			6 頁 8 行目 2 文 字目ないし 6 文 字目， 9 頁 1 2 行目 1 文字目な いし 2 5 文字 目， 1 2 頁 1 1 行目 2 文字目な いし 4 文字目， 1 2 行目 8 文字 目及び 9 文字目 並びに 1 3 行目 2 文字目ないし 1 1 文字目
		② ・ 6 頁ないし 1 1 頁並びに 1 4 頁及び 1 6 頁における 請求人以外の被聴取者の聴 取内容（項番及び「・」を 除く。） ・ 9 頁のアンケート結果 ・ 9 頁 1 7 行目の不開示部 分	○		○	9 頁項番 6 の表 の上段の記載
2	電話聴取書 ①	なし				—
3	聴取書①	なし				—
4	聴取書②	なし				—

5	聴取書③	なし				—
6	聴取書④	① ・被聴取者の住所，職業，氏名，生年月日，年齢，聴取場所及び署名	○			なし
		② ・聴取内容の全て（項番を除く。）	○		○	なし
7	聴取書⑤	① ・被聴取者の住所，職業，氏名，生年月日，年齢，聴取場所，署名及び印影	○			なし
		② ・聴取内容の全て（項番を除く。）	○		○	なし
8	聴取書⑥	① ・被聴取者の住所，職業，氏名，生年月日，年齢，聴取場所，署名及び印影	○			なし
		② ・聴取内容の全て（項番を除く。）	○		○	なし
9	聴取書⑦	① ・被聴取者の住所，職業，氏名，生年月日，年齢，聴取場所及び署名	○			なし
		② ・聴取内容の全て（項番を除く。）	○		○	なし
10	聴取書⑧	① ・被聴取者の住所，氏名，生年月日，年齢，聴取場所，署名及び印影	○			なし

		② ・聴取内容の全て（項番を除く。）	○		○	なし
1 1	聴取書⑨	① ・被聴取者の住所，氏名， 生年月日，年齢，聴取場 所，署名及び印影	○			なし
		② ・聴取内容の全て（項番を除く。）	○		○	なし
1 2	聴取書⑩	① ・被聴取者の住所，氏名， 生年月日，年齢，聴取場 所，署名及び印影	○			なし
		② ・聴取内容の全て（項番を除く。）	○		○	なし
1 3	電話聴取書 ②	① ・被聴取者の氏名	○			なし
		② ・聴取内容の全て（項番を除く。）	○		○	なし
1 4	電話聴取書 ③	① ・被聴取者の氏名	○			なし
		② ・聴取内容の全て（項番を除く。）	○		○	なし
1 5	電話聴取書 ④	① ・被聴取者の会社名及び氏 名，調査担当官の聴取場所	○			なし
		② ・聴取内容の全て（項番を除く。）	○		○	なし

16	電話聴取書 ⑤	① ・被聴取者の会社名及び氏名	○			なし
		② ・聴取内容の全て（項番を除く。）	○		○	なし
17	被災現場写真	・不開示部分の全て	○			全て
18	現場労働者アンケート	① ・特定個人の会社名，役職，氏名，署名，印影，立場及び立場に係る表示 ・5頁及び59頁の不開示部分	○			5頁9行目ないし15行目及び59頁10行目ないし17行目
		②回答内容の全て	○		○	なし
19	M L F C (W L 1 , W L 2 ) に 関するご質問事項について	① ・6頁の不開示部分	○			なし
		② ・事業場の印影			○	なし
20	事業場提出資料	① ・6頁及び9頁の特定個人の会社名，氏名及び印影	○			なし
		② ・6頁及び8頁の事業場の印影			○	なし
21	意見書①	・署名及び印影	○			なし
22	意見書②	・署名及び印影	○			なし
23	意見書③	① ・主治医の印影	○			全て
		② ・医療機関の印影			○	なし
24	意見書④	・署名	○			なし

25	意見書⑤	・署名及び印影	○			なし
26	請求人提出資料	なし				—